○渡嘉敷村子育て支援金支給事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、人口減少、少子高齢化が著しい当村にあって、1歳までの乳児を養育する保護者に子育て支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を構築することを目的とする。

（支給要件）

第2条　この要綱に基づき支援金の支給を受けることができる者は、渡嘉敷村内に住所を有する1歳未満児（以下「乳児」という。）と同居して養育する保護者とする。

（受給資格の認定）

第3条　支援金の支給を受けようとする保護者は、子育て支援金支給申請書（様式第1号）を村長に提出し、認定を受けなければならない。

2　村長は、前項の提出を受理したときには、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定しなければならない。

3　村長は、前項の規定による認定の可否を決定した場合は、申請者に対し、その決定内容を子育て支援金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（支援金の額）

第4条　支援金の額は、乳児1人につき月額5,000円とする。

（支給及び支払い）

第5条　支援金の支給は、第3条の規定により認定した保護者（以下「受給者」という。）に対し、第2条の規定により支給すべき事由が発生した日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

2　支援金の支払いは、半期ごとに行うものとし、9月及び3月に該当する月数分を支払うものとする。

（支給の制限）

第6条　村長は、受給者が乳児の養育を著しく怠っていると認める場合においては、その間のその者に対する支援金の全部または一部を支給しないことができる。

（支給の返還）

第7条　村長は、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者があるときは、その者にすでに支給した支援金の全部又は一部を返還させなければならない。

（届出の義務）

第8条　受給者は、第3条の規定により、支給申請した内容について変更があったときは、速やかに子育て支援金受給資格等変更届出書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

（代理支給の支援金）

第9条　受給者が死亡した場合において、その者に未支給の支援金があるときは、その者にかわり乳児を養育するものにその支援金を支給することができる。

（受給権の消滅）

第10条　受給者が、当該認定に係る受給者に該当しなくなったときは、受給権を失う。この場合、受給者は、速やかに村長に子育て支援金受給資格喪失届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

子育て支援金支給申請書

年　　月　　日

渡嘉敷村長　様

申請者　住所　渡嘉敷村
氏名
電話番号

１　資格者

資格者	住所	渡嘉敷村		
	氏名			
乳児	氏　名	生年月日	続柄	備考
		年　　月　　日		
		年　　月　　日		

２　振込機関

振込先 金融機関	銀行・農協 金庫		本店 支店
フリガナ		預金の種目	口座番号
名義人		普通預金 当座預金	

添付書類

□資格者及び乳児の資格確認書等の写し

□振込口座が確認できる書類

様式第２号（第３条関係）

子育て支援金支給決定通知書

渡民第　　号
年　　月　　日

様

渡嘉敷村長

年　　月　　日付けで申請のありました子育て支援金の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　受給者	
2　該当乳児	
3　支給期間	１歳の誕生日を迎える月まで
4　支給額	
5　支払い金融機関	
6　支給月	９月・３月（それぞれの月分までのものを支給）

【注意事項】
住所、氏名、支払い金融機関を変更するとき、村外転出、施設入所等により受給資格を喪失したときは速やかに届け出てください。

様式第３号（第８条関係）

子育て支援金受給資格等変更届出書

年　　月　　日

渡嘉敷村長　様

受給者　住所　渡嘉敷村
氏名　　印
電話番号

次のとおり変更が生じたので届けます。

<table>
<tr><td rowspan="2">住所</td><td>旧</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>新</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td>旧</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>新</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">金融機関</td><td rowspan="3">旧</td><td colspan="2">名称</td><td colspan="3">銀行・農協・信用金庫
支店</td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座</td><td>種別</td><td>普通・当座</td><td>番号</td><td></td></tr>
<tr><td>名義</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">新</td><td colspan="2">名称</td><td colspan="3">銀行・農協・信用金庫
支店</td></tr>
<tr><td rowspan="2">口座</td><td>種別</td><td>普通・当座</td><td>番号</td><td></td></tr>
<tr><td>名義</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の変更点</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第４号（第10条関係）

子育て支援金受給資格喪失届出書

年　　月　　日

渡嘉敷村長　様

受給者　住所　渡嘉敷村
氏名　　印
電話番号

次のとおり受給資格を喪失したので届けます。

受給者	住所	渡嘉敷村
	ふりがな 氏名	
資格喪失年月日		年　　月　　日
資格喪失の理由		
備考		